

コンプライアンス規定

五光物流株式会社

第1条 総則

この規定は、五光物流株式会社（以下「当社」という）が事業活動を行うにあたり適用される法令及び規則を明確化し、法令順守の徹底を図ることを目的とする。

2 当社のすべての役員及び社員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む。以下「従業員」という）は本規程に基づき、事業活動を適法に遂行する責任を負う。

第2条 適用範囲

この規定は、当社のすべての従業員に対して適用する。

第3条 適用法令

当社の事業活動には、以下の主要法令が適用される：

- ・会社法（企業経営、取締役の義務）
- ・独占禁止法（公正取引の確保）
- ・個人情報保護法（顧客・従業員データの適切な管理）
- ・労働基準法（従業員の労働条件の適正化）
- ・不正競争防止法（企業秘密の保護、適正競争の維持）
- ・取引適正化法（取引先との公正な契約）
- ・その他陸上貨物運送業、倉庫業に関連する法令

第4条 法令知識の習得

全ての従業員は、自らの職務を規制している法令について正しい知識を習得するよう努めなくてはならない。

第5条 コンプライアンスの義務

全ての従業員は、自らの職務を規制している法令を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。

2 自らの職務を規制している法令が不明であるときには、社会的良識に基づいて行動しなければならない。

第6条 禁止事項

全ての従業員は、次に掲げることをしてはならない。

- （1）自ら法令に違反する行為をすること

- (2) 他の従業員に対し、法令に違反する行為を指示すること
- (3) 他の従業員に対し、法令に違反する行為を教唆すること
- (4) 他の従業員が法令に違反する行為を行うことの承認または黙認すること

第7条 懲戒処分

会社は、法令違反行為を行った従業員を懲戒処分に付する。

第8条 免責の制限

全ての従業員は、次に掲げる事を理由として自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

第9条 コンプライアンス部門責任者の役割

部門を統括する役員、部長等は、コンプライアンス部門責任者として、担当部門のコンプライアンスの徹底を図り、所属員を指導しなければならない。

第10条 コンプライアンス研修会

会社は、次に掲げる目的のために、必要に応じて研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること

附 則

- 1 この規定は、平成25年1月1日より施行する
- 2 会社は、年1回この規定につき見直しを行う。ただし、会社が必要と認められる場合にあっては、その都度見直しを行うことができるとしている。

平成26年4月1日 改定
令和2年4月1日 改定
令和7年4月1日 改定
令和8年1月1日 改定